

企業の
皆様

外国人材受入れ、 外国人従業員でのお悩み

ご相談ください！



秘密
厳守

専門家（行政書士・社会保険労務士）による

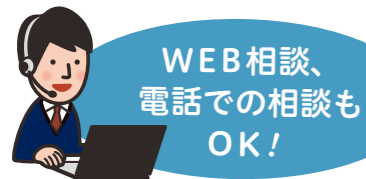
無料相談会

茨城県外国人材支援センターでは、水戸市とつくば市で定期的に「専門家（行政書士・社会保険労務士）による無料相談会」を実施しています！

こんなご相談に対応させていただきます!!

- 外国人材を雇用したい、雇用する方法がわからない
- 外国人従業員の労働関係法令について相談したい
- ビザの更新方法や種別を教えてください
- 外国人従業員を雇用した場合の届け出について知りたい

専門家	開催場所	日時	会場
行政書士 相談会	水戸市	毎週火曜日 13:30 ~ 16:30	ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館1階 茨城県外国人材支援センター内 (水戸市千波町後川745)
	つくば市	毎月第1、第2火曜日 13:30 ~ 16:30	つくば研究支援センター (つくば市千現2丁目1番6)
社会保険労務士 相談会	水戸市	毎月最終木曜日	ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館1階 茨城県外国人材支援センター内 (水戸市千波町後川745)



相談会・WEB相談は事前にご予約ください。

ご予約の際は、当センター宛てにお電話かメールにてご連絡ください。その他、外国人材受入れに関するセミナー、専門アドバイザーによる支援なども無料で随時行っておりますので、ぜひご活用ください！

茨城県外国人材支援センターは

外国人材 受入れ企業の 抱える課題を解決します！



＼お困りの際は茨城県外国人材支援センターへお問い合わせください／

電話相談 | メール相談 | 専門家無料相談会 | セミナー

茨城県外国人材支援センター

☎ 029-239-3304 受付 / 平日 9:00~17:00
土日祝祭日及び年末年始を除く

✉ info@ifc.ibaraki.jp HP: https://ifc.ibaraki.jp▶

住所: 〒310-0851 茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館1階



< 外国人からの生活全般に関する相談はこちら >

(公財)茨城県国際交流協会 | 相談専用TEL: 029-244-3811 (秘密厳守)
外国人相談センター | 平日8:30~17:00 (曜日ごとに相談言語が異なります)





知らなかったでは済まない!! 外国人材受入れの注意点

! 在留資格の枠を超えての採用はできない

入管法に基づく在留資格にはさまざまな種類があり、職務内容によってどのような在留資格で採用するか検討する必要があります。在留資格の枠を超えて就労させた場合、**不法就労**となります。

外国人従業員は在留期間の更新期間が短くなる、もしくは申請が不許可になる場合があります。また、最悪の場合、強制退去処分になることもあります。雇用していた側も、故意でなくても**不法就労助長罪**などの刑事罰に問われる可能性もあり、その他にも、新たに雇用する外国人従業員の在留資格取得等に支障が出る場合があります。

✕ 不法就労とは?

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース**
例) ✕ 密入国した人や在留期限の切れた人が働く
✕ 退去強制されることが既に決まっている人が働く
- 2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース**
例) ✕ 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
✕ 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
- 3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース**
例) ✕ 外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業者として働く
✕ 留学生が許可された時間数を超えて働く(週28時間)

出典) 法務省「不法就労防止キャンペーンリーフレット」

✓ 在留管理をしっかり!

不法就労を防止するために、関係法令をしっかり理解し、在留管理を徹底しましょう!

関係法令

■ 労働関係法令及び社会保険関係法令

外国人労働者も、労働基準法の「労働者」に該当し、通常の日本人労働者と同様に外国人材にも適用されます。
(例) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、労働者災害補償保険法等
※厚生労働省の「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に処理するための指針」(平成19年厚生労働省告示第276号)により、均等待遇、労働条件の明示、労働基準法等関係法令の周知などの努力義務が課せられています。これらは、できる限り母国語等で明示するよう努めましょう。

在留管理

■ パスポート、在留カードの確認

偽造の可能性もあるため、コピーでの確認は不十分です。**必ず原本で確認**しましょう。

■ 在留期間更新許可申請は早めに対応する

原則として在留期間満了日の3か月前から申請できます。
申請結果が出たら、改めて原本確認後、コピーを取って保管しましょう。
※ 在留資格を変更する場合、**働くことができる範囲が変わる可能性**があるため注意しましょう。

困った時には

専門家による無料相談会実施中!

茨城県外国人材支援センターでは、定期的に行政書士・社会保険労務士による無料相談会を実施しております。疑問や不安なことがある際は、ぜひご利用ください!(日程等は裏面記載)



外国人雇用の主な在留資格

在留資格	働ける内容	海外から? 国内から?	働ける期間	要件	日本語能力の目安
技術・人文知識・国際業務	専門職のみ 技術 エンジニア、IT技術者など 人文知識 経理・会計担当者、企画・企業法務従事者など 国際業務 通訳・翻訳者、語学の指導者、広報・宣伝または海外取引業務従事者など	どちらも可	在留資格を更新すれば継続的な就労が可能 ※3か月、6か月、1年、3年、5年ごとの更新が可能	技術・人文知識 必要な技術または知識を習得していること、かつ、下記いずれかに該当していること ① 国内外を問わず、大学(短期大学、大学院などを含む)を卒業している ② 日本の専門学校を卒業していること ③ 10年以上の実務経験を有すること ※情報処理に関する業務に従事する場合、かつ法務大臣が定める情報処理技術に関する資格を有している場合はこの限りではありません。 国際業務 関連する業務について3年以上の実務経験がある ※ただし、短大・大学・大学院を卒業した者が翻訳・通訳または語学の指導に係る業務に従事する場合は、経験数や専攻内容は不問です。	N1~N2が望ましい
	12分野での業務 介護分野、建設分野、ビルクリーニング分野、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、飲食品料製造業分野、漁業分野、外食業分野	どちらも可	特定技能1号 法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) 特定技能2号 3年、1年または6か月ごとの更新で、継続的な就労が可能	特定技能1号 それぞれの分野ごとの「特定技能1号評価試験」及び「日本語能力試験N4」に合格するか、技能実習2号を良好に修了すること 特定技能2号 「特定技能2号評価試験」に合格すること ※対象業種は建設と造船・船舶工業のみ	N4以上
	外国人技能実習機構が認定した職種・作業 ※労働力の需給の調整の手段としての受入れはできません。(技能実習法第3条第2項より)	海外から	技能実習1号は1年、2号は2年、3号は2年の 最大5年 の受け入れが可能 ※技能実習を3年以上優良に修了した場合、移行可能職種での特定技能へ移行が可能	外国人技能実習機構に技能実習計画の認定を受けることなど ※技能実習2号・3号に移行するには所定の評価試験に合格すること	なし ※介護に関してはN4以上

茨城県外国人材支援センターでは、常駐する専門アドバイザーが外国人材の雇用に関するお悩みを伴走型でサポートします。外国人材を雇用・採用する前に、お気軽にご相談ください。